

# 戦時下の哥老会

——重慶国民政府の社会統合における哥老会

孫 江

- 一、問題の所在
  - 二、社会再編と哥老会の取締
  - 三、国家の論理と結社の論理
  - 四、公務員の入会禁止
- 結び

## 一、問題の所在

一九五〇年、江蘇省常熟出身の歴史研究者周少平は、戦時中に重慶で哥老会に参加した経緯について、次のように振り返っている。

重慶のほとんどすべての街角にその(哥老会の)組織があった。四川人であれば十中八九、哥老会に参加していた。小さい頃から参加する者もいた。(哥老会の)勢力はきわめて大きく、各界に浸透していた<sup>1</sup>。

日中戦争期に戦火を逃れるために故郷の江蘇省から重慶に亡命した周少平は、ラーメン屋台で生計を立てていたが、幾度も嫌がらせを受けたこともあり、一九四五年一月に哥老会に入会した。周が知識人であったためか、入会後まもなく「大哥」の地位にあがり、日々の生活も一変したという。

哥老会は清朝中期の「囉嚕」が起源と言われ、<sup>2</sup>四川省の哥老会は「袍哥」とも呼ばれる。「袍哥」の由来については二つの説がある。一つは「袍哥」は『詩経』の「与子同袍」という文句に由来したという説である。もう一つは「袍」と「胞」が同意語で、「袍哥」は「兄弟」の意である、という

---

1 周少平「我参加帮会的情况」、一九五〇年三月二五日。南京大学中国民間社会研究センター所蔵。

2 酒井忠夫『中国帮会史の研究・紅帮篇』、国書刊行会、一九九八年。

説である<sup>3</sup>。四川省には「一袍通天下」（袍哥が天下に通用する）という諺がある。すなわち、袍哥に入ればどこに行こうと友がいる、ということである。清末期、哥老会メンバーを中心とする四川の「同志軍」は辛亥革命の導火線となる保路運動を起こした<sup>4</sup>。四川哥老会の活動について、ある地方官は告示のなかで、「四川省では民間の風紀が乱れており、ややもすれば線香をあげて兄弟の契りを結んで会を結成し、自ら江湖の兄弟と称する」と述べている<sup>5</sup>。これは四川哥老会の実態を表したものとと言えるが、一方で政府側の資料によくみられることであるが、地方官は四川で何か事件が起きるたびに、それを「民間の風紀が乱れている」ことに原因を求める傾向をもつ。実際これと正反対の事例は四川各地の県志に多数残されており、たとえば「無鉄砲で剽悍な者も哥老会の会則に縛られて、恣に行動することはできない<sup>6</sup>」という。『重修南溪県志』に見られる哥老会の記述からは、哥老会が反乱を起こす組織どころか、会衆の行動を制約し、社会秩序の維持に役立っている様子が分かるのである。

また四川哥老会関連の研究によれば、哥老会は社会の隅々にまで浸透していた<sup>7</sup>。中国共産党が一九四九年に行った調査では、四川省において直接的、間接的に哥老会を通じて生計を立てている人の数は千七百万人にもものぼった<sup>8</sup>。一九四九年以前、重慶市には五百余りの哥老会組織が存在し、哥老会のメンバーが人口の七〇～八〇%を占め、「袍哥」を職業とする者が十万人近くいた<sup>9</sup>。成都の哥老会組織の数は、『新新新聞』一九三五年九月の統計では約六百だったが<sup>10</sup>、一九四九年には一千にまで急増している<sup>11</sup>。哥老会がこれほどの広い社会的基盤をもっていたことを考えると、哥老会

---

3 木毎「四川の袍哥」、『警声月刊』第二、三期、一九四六年。Liao T'ai-ch'u, "The Ko Lao Hui in Szechuan", *Pacific Affairs*, Vol. 20, No. 2, June 1947.

4 西川正夫「辛亥革命と民衆運動——四川保路運動と哥老会」、野沢豊、田中正俊編『講座中国近現代史』（三）、東京大学出版会、一九七八年。

5 四川省布政使扎發勸戒賭博争鬪拘燒会告示（光緒十一年一〇月）、巴県檔案、清六全宗、卷八九七、マイクロフィルム11。

6 『重修南溪県志』卷四、礼俗、一九三七年。

7 代表的なものとして周育民・邵雍『中国幫会史』（上海人民出版社、一九九三年）と王純五『袍哥探秘』（巴蜀書社、一九九三年）を参照されたい。

8 「四川幫会調査」、趙清『袍哥興土匪』、天津人民出版社、一九九〇年、二二三～二二四頁。

9 「重慶幫会調査」、「四川幫会調査」、同右、二二〇頁。

10 王純五『袍哥探秘』、一六八頁。

11 「四川幫会調査」、趙清前掲書、二二一頁。

は一般に理解されてきた「秘密結社」としてではなく、むしろ広く四川地域社会に根ざした社会的存在として理解されるべきであろう。

近年、民国期の四川省に関する研究が数多く発表されており、なかには哥老会に言及するものも見られる<sup>12</sup>。ステーブルトン (Kristin Stapleton) は「秘密結社」と都市政治との関係という視点から成都と上海の比較を試み、<sup>13</sup>王笛は哥老会の隠語を通じて大衆文化の解読を試みた<sup>14</sup>。また山本真は戦後の民意機構と哥老会との関係を分析している<sup>15</sup>。

本論文の目的は、四川省を中心に、重慶に遷都した国民党政権が社会の再編を進めるなかで、結社、とりわけ哥老会に対してどのような政策を行ったか、哥老会に代表される在来の勢力が外来の国民党政権に対してどのような態度を取っていたか、などの問題を検討し、中央及び地方レベルにおける国民党政権の哥老会統合策の制定、実施のプロセスを明らかにすることにある。資料については、主に中国第二歴史檔案館所蔵の国民政府社会部、内務部の檔案、及び四川省檔案館所蔵の四川省政府社会処、秘書処の檔案を利用する。

## 二、社会再編と哥老会の取締

戦時期の国民政府の檔案資料をひもとくと、四川省警察局が哥老会の活動を取り締まるために各市や県に出した指示が多数残されていることが分かる。多くの指示が一九三五年初めと一九三六年に制定された哥老会禁止に関する二つの章程を引用している。一九三五年に四川省に入った国民党政権と、劉湘を代表とする四川省政府とが、地域社会に深く根を下ろした哥老会に対してそれぞれ統合と再編を試みているのである。

一九三五年一月一二日、軍事委員会委員長行営參謀団主任の賀国光は中

---

12 今井駿『四川省と近代中国』、汲古書院、二〇〇七年。

13 Kristin Stapleton, "Urban Politics in an Age of 'Secret Societies': The Cases of Shanghai and Chengdu." *Republican China*, 22.1(1996).

14 Di Wang, *Mysterious Communication: The Secret Language of the Gowned Brotherhood in Nineteenth-Century Sichuan, Late Imperial China*, Vol.29, No. 1(June 2008).

15 山本真「一九四〇年代の四川省における地方民意機構——秘密結社哥老会との関係をめぐって」、『近きに在りて』第五四号、二〇〇八年十一月。氏の問題関心は筆者が以前発表した論文と共通するところがある（拙稿「戦後権力再建における中国国民党と幫会（一九四五—一九四九）」（その一）、『愛知大学国際問題研究所紀要』第一一四号、二〇〇〇年—二月。（その二）、『愛知大学国際問題研究所紀要』第一一六号、二〇〇一年五月）

中央政府の代表として重慶に入った。これによって、従来の「防区制」のもとで四川の大小軍閥が分立割拠する局面に休止符が打たれた<sup>16</sup>。その背景としては、R.カープ(Robert Kapp)が指摘するように、四川軍閥内部の危機だけではなく、一九三三年に徐向前の率いる中国共産党の紅軍が四川に入ったとき、各地に分散した大小の軍閥がそれに対抗できなかったことも見逃せない。共産党勢力が四川に進入した後、当時四川の軍閥のなかで勢力がもっとも強かった劉湘は、一九三四年一月に南京に赴いた。彼は中央政府から四川省主席の任命状を受けるのと引き替えに、中央政府派遣の参謀団が共産党を「包圍討伐」するために四川に進駐することを認めた<sup>17</sup>。これが前述の賀国光の参謀団の四川進入のきっかけとなった。参謀団は、名義上は対紅軍作戦のための部隊であったが、その後の行動からみれば、その目的はそれをはるかに越えて、四川省における一連の改革を通じ、四川省を蒋介石政権の統制下に置く、というところにあった。一九三五年一月、参謀団は解散され重慶行営となった。これをきっかけに、劉湘の在地勢力と蒋介石の中央勢力との間の対立が急速に深まった<sup>18</sup>。

四川省における社会再編は、まず従来の「防区制」を撤廃し、各軍閥の官吏任命権と徴税権を奪うことから始まった。一九三五年二月一〇日に四川省政府が成立し、劉湘は主席に就任した。彼は参謀団の協力を得て、四川各地の軍閥に対し、所轄区域の指揮権を省政府に返上するよう命じた。一九三五年五月、「防区制」の代わりに行政督察区が設置され、四川省一四八の県が十八の専区に分けられ、それぞれいくつかの県を統轄することになった。専区には専員が置かれ、専員は駐在する県の県長を兼任する。これにともなって各区の官吏に対する人事調整も行い、官僚と防区間の関係を断絶させた。また、社会末端組織である保甲制の保長、及び聯保主任から県政府の役人に至る各級の幹部に対して訓練を行い、末端に対する統制を強化した。一九三五年五月、南昌にある蒋介石の行営の秘書長（後に重慶行営の秘書長）楊永泰は四川省の県政人員訓練所で講演を行い、こ

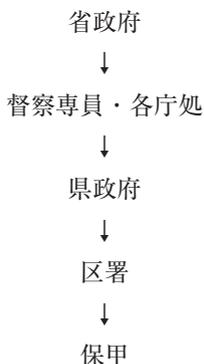
16 「防区制」については、呉光駿「四川軍閥防区制的形成」（四川省文史研究館編『四川軍閥史料』第二輯、四川人民出版社、一九八三年）を参照。

17 Robert Kapp, *Szechwan and the Chinese Republic: Provincial Militarism and Central Power, 1911-1938*, Yale University Press, 1973, p.98.

18 鄧漢祥「四川省政府及重慶行営成立の経過」、「文史資料選輯」第三十三輯、一二四～一二五頁。

の改革には上から下への垂直の関係においては県政府の重要性を高め、水平の関係においては各級の権力機構の行政機能を強化する効果があると述べている。それを図式化すると、図1のような構図となる。

図1 行政改革後の四川省行政構図



当然ながら、このような垂直的な支配体制と地域社会の旧来の権力との間には対立が生じた。たとえば、行政督察区は四川省政府の管轄下にあるが、専員を任命する際には蒋介石行營の批准が必要であった<sup>19</sup>。また、保甲の編成には当初から哥老会禁止の意図が含まれていた。後者については賀国光が講話の中で次のように述べている。

（哥老会・青洪幫などの）不法組織は、すでに深く民間に浸透している。その社会に及ぼす支配力は政府のそれをはるかに超えている。上に立つ官吏でさえ彼らの鼻息をうかがうありさまで、下の者たちは論ずるまでもない。国民党が四川に入ったとき、多くの人はいしん書を出してその取締を求めた。しかし、彼らの勢力は非常に大きく、やたらに取り締まろうとするとかえって事件になる。従って、保甲組織を利用して、知らず知らずのうちに民衆を感化するより方法がない<sup>20</sup>。

19 これに対して劉湘の四川省政府は不満を持っていた（『国民政府軍事委員会委員長行營參謀団大事記』〈中〉、出版年代、出版社不明、影印本、四九八頁）。これをきっかけに、劉湘と蒋介石の間の対立は急速に深まった。鄧漢祥前掲「四川省政府及重慶行營成立的經過」。

20 前掲『国民政府軍事委員会委員長行營參謀団大事記』〈中〉、五二五頁。

ここで注目すべきは、哥老会に対する取締は参謀団が四川省に入ってから初めて議論された、という点である。劉湘は四川省政府主席に就任した後、哥老会の集会や宴会活動に対する禁止令を發布した。その理由は、哥老会首領は自らの誕生日に豪華な宴会を開いて金を浪費しており、「速やかにそれを厳しく禁止しなければ、地方の治安や人民の生計を大きく妨害するに違いない」<sup>21</sup>から、というものであった。ただし、この禁止令の目的は集会や宴会など哥老会の活動を制限することであり、哥老会そのものを禁止したわけではなかった。実際、四川省における保甲制度の設立は予想以上に困難であり、一九三六年の半ば頃になってやっと完了している<sup>22</sup>。そのため、保甲を通じて哥老会を取り締まるという当初の計画も難航した。当時四川では早魃が長年続いていたうえ、人民の税負担が「防区制」の時期よりも増えており、さらに中央政府が推進した行政改革も次第にその問題点を露呈しつつあった。一九三六年六月上旬、重慶行営は重慶において、四川・貴州両省の行政督察專員會議を召集した。その中心的な議題の一つは、哥老会や同善社などの結社の取締を通じて社会的統制を強化することであった。

まず、第六行政督察区專員冷薫南の哥老会禁止に関する提案を見てみよう。冷はもともと四川軍閥劉文輝部隊の師長で、後に第六区（以前は劉湘の防区であった）の專員に任命された。冷は、四川省政府が一九三五年に出した同善社や洪善祥などの秘密結社を禁止する命令に言及し、「これらの団体は我が四川において最も多く存在している。たとえ反動分子がいなくても、鬼神を迷信し、愚民を煽動しており、（中略）まさに厳しく取り締まる必要がある」<sup>23</sup>、と述べた。行営は冷の意見を称賛し、「四川各県の慈善団体は、種類が雑多で、（中略）各地の教匪の乱は悉くそれに関わっている。（冷の）要請に応じて取り締まるべきである」<sup>24</sup>、と指示した。四川省政府は七月一日にこの命令を各県に伝達した。

---

21 「為哥老会集会宴客流毒社会通令查禁仰遵照嚴拿辦由」、一九三五年三月五日。『四川省政府公報』第二号、一九三五年三月一日。

22 前掲『国民政府軍事委員会委員長行営参謀団大事記』〈中〉、五三七～五三八頁。

23 「四川六九專員冷薫南建議取締慈善团体案」、『四川省政府公報』第五二号、一九三六年八月一日。

24 「奉委員長行営令為準川黔專員會議冷薫南提議取締四川慈善团体一案令仰照並転飭遵照由」、一九三六年七月三十一日、同右。

## 戦時下の哥老会

つぎに、第十三行政督察区専員鮮英の哥老会禁止案を見てみよう。鮮は以前劉湘の参謀長をつとめた人物である。鮮によれば、上述の一九三五年の哥老会による集会と宴会の禁止令が發布された後、哥老会は幾分静かになったという。しかし、哥老会が一九三六年春から夏にかけての自然災害に乗じて反乱を起こすのを防ぐため、四川省政府は各専区に哥老会禁止の秘密命令を下した。鮮は六月の専員会議において、「(問題を)未然に防ぐ」ために確実に哥老会禁止の具体策を制定するよう提案した。行営はそれを許可し、四川省政府に対して哥老会禁止の条例を制定するよう命じた。そこで生まれたのが八月六日に發布された七カ条の「懲治哥老会締盟結社暫行条例」であった。その内容は次のとおりである<sup>25</sup>。

第一、四川省政府は哥老会の結盟、結社を禁じ、治安維持のためにこの条例を制定する。

第二、この条例が公布された日から、各県政府は当該地方の哥老会を一律に解散させる。各会の首領に脱会手続きをさせ、会の印章や名簿を差し出させる。もし、会費が残った場合、それを県の救済事業費に当てる。

第三、仮に哥老会が命令に従わず解散しなかったり、盟約や会を結んだりした場合、その頭目を逮捕し、一年以下の有期懲役もしくは三百元以下の罰金を課す。

第四、暴力をもって解散を拒否する者に対しては、刑法各条項に基づいて処罰する。

第五、各県政府は密かに探偵警察を派遣して報告させ、また、密告箱を設けて地元の人民に告発させる。ただし、怨恨による誣告は禁ずる。無実の者を告発していたことが判明した場合、誣告罪として処罰する。

第六、本条例は委員長行営に上申し、批准を得た日から実行する。

第七、本条例に不十分なところがあれば、委員長行営に報告してその批准を得てから修正する。

---

25 「懲治哥老会締盟結社暫行条例」(一九三六年八月六日)。四川省檔案館社会処檔案(一八六一三三五)。

この条例には哥老会を徹底的に取り締まる姿勢が明確に示されているが、それに関する具体的な措置が欠如していたため、発布されて数ヶ月経ってもほとんど実施されなかった。同年一二月、鮮英はその内容を改正した上で、さらに二十二カ条の「懲治哥老会実施規程」を発布した。前者と比べて、その内容はかなり詳細であった。その根幹部分を要約すると、下記のとおりである<sup>26</sup>。

管轄区域内の公口・結社・神会・結盟などの一切を取締の対象とすること（第二条）。秘密結社に参加した各学校の教職員、各級の保甲人員、保安団員、各級の将官、および各機関の人員を重点的に取り締まること（第三、第六～九条）。哥老会から脱退する際、本人が複数の声明書を作成し、それを公の場に張り付けること（第四、五、七、二十一条）。調査や密告などの方法で哥老会内部の状況を調べ、各会の土地・家屋・現金などの財産をすべて県政府に交付し、その処分方法については省政府が改めて決定すること（第十一～十八条）。哥老会組織は一ヶ月以内に解散を宣布し、三ヶ月以内に一律解散すること。引き続き活動する者に対しては厳しく処分すること（第十九、二十、二十二条）。

ここで重要なのは、この案では社会再編と哥老会取締が一体となっている、という点である。明らかに、この「規程」には先の哥老会禁止令より一歩踏み込んだ具体策が盛り込まれている。これは民国史上最も形の整った結社禁止令とも言えよう。同年八月二日、四川省警察局は「懲治哥老会締盟結社暫行条例」にもとづいて、各市・県の警察部門に対し、秘密結社を厳しく取り締まるよう命じた<sup>27</sup>。

これらの規程や条例は一部の地域では実際に施行され<sup>28</sup>、また国民党政権が重慶に遷都した後に発布した哥老会禁止令にもしばしば引用されてい

---

26 「懲治哥老会実施規程」、一九三六年一月。成都市檔案館（四七）六四六四。

27 「四川省会警察局通令政字第〇二六三號」、一九三八年八月二日。成都市檔案館（九十三）一六二九。

28 実施例としては以下のようなものがある。三台県安楽郷第一区党部書記謝週周は、共産党の軍隊が一九三三～三四年に四川北部侵入した後、新民会という哥老会を結成し、「剿共義勇挺進隊」を編成した。一九三五年、彼は三台に戻って現職に就いた後も、社員のなかから国民党黨員を選んで党務に充て、毎月国民月会を開いた。しかし禁止令を受けて、新民社を解散し、社員の名簿を県党部に提出した。「呈為遵令退出哥老会自動解散新民社团体請予備案存查」、第一区党部書記謝週周、一九三六年一〇月。四川省檔案館社会処檔案（一八六）一三八五。

る。たとえば、一九三八年六月に出された四川省政府、川康綏靖主任公署の布告には、「懲治哥老会締盟結社暫行条例」の主な内容が繰り返され、抗日戦争の後方としての四川を安定させるために、「行動が秘密で察知しがたい」哥老会を厳しく禁止すべきであると書かれている。また、四川省政府が一九四一年に発布した哥老会禁止令も「懲治哥老会締盟結社暫行条例」と「懲治哥老会実施規程」に言及し、「これらの計画は内容が甚だ詳細である。もし実行されたら、これらの組織を消滅するのはさほど困難ではない」と述べられている<sup>29</sup>。また、一九四四年一月一二日、渠県龍鳳郷の育英総社でもめごとが起きた際には、第一保の陳致和は同じ哥老会組織のリーダー陳澤之ら数人を告発した。結局、陳澤之らは「懲治哥老会締盟結社暫行条例」第二条と第三条、「懲治哥老会実施規程」第六条により罰金二百元の処罰を受けた。郷長も「禁止令を遵守せず、密かに哥老会と結託した」ことを理由に免職処分を受けた。陳致和は「哥老会に籠絡されまいとした」ということで処罰を免れた<sup>30</sup>。

しかし、四川では哥老会組織が社会の隅々にまで浸透していたため、全体的には哥老会禁止令は容易に実効を上げるものではなかった。賀国光の参謀団が考案した保甲組織を通して哥老会を禁止する方法は、根本的には清朝以来の秘密結社禁止策と同じものであった。ただし、注目すべきは、哥老会禁止の際、当局が行政督察区一県一保甲という垂直的な行政機構の末端にある保甲組織の機能に期待していたことである。つまり、末端の保甲組織を通して行われた哥老会取締は、国家による社会再編の一環として位置づけられていた。これは上述の一九三六年に発布された二つの哥老会禁止令、とりわけ鮮英の「規程」において明白に表されている。

さて、三ヶ月を期限とする哥老会禁止令が発布された後、表面的には哥老会の活動は停止したが、四川地域における社会再編の具体的プロセスにおいては、なおさまざまな問題が残されていた。まず保甲組織の人的構成から見てみたい。保甲制そのものは伝統的な社会統制の再現に過ぎず、十

---

29 「四川省会察局通令政字第〇〇四七号」、一九四一年九月一二日。成都市檔案館（九十三）一九六一。

30 「渠県県長唐錦柏呈省政府主席張処理龍鳳郷陳澤之等秘密集会組織哥老情形」、一九四四年一月二二五日。四川省檔案館社会処檔案（一八六）一三五。

戸をもって甲とし、十甲をもって保とし、十保をもって連保とする、といった上から下への垂直的な統制体制であった。また保甲とは別に、民兵からなる「壮丁隊」も従来どおり存在していた。ここで問題となったのは、保と行政機構である区署との間に置かれた連保と連保主任の職務権限である。当初、四川省政府は従来の郷・鎮長を連保主任に任命しようと考えていたが、中央政府はそれでは「土豪劣紳」勢力の増大につながりかねないとし、これに反対した<sup>31</sup>。

四川省では四期に分けて連保主任を訓練する計画が実施され、訓練を受けた人の数は四千にのぼった。訓練の責任者は省政府秘書長鄧漢祥であった。しかし訓練の唯一の効果は、彼らが「劉湘を擁護し、蒋介石に用心する」ようになったことだけであった<sup>32</sup>。このような訓練は区レベルにおいても行われた。しかし、保甲人員は訓練を経ても旧来の郷・鎮長とそれほど変わらなかった。一九三六年九月、四川省政府は保甲人員を対象に試験を行うよう指示した。そのなかで、次のように述べている。

各市、県の保甲人員や壮丁隊の人選は良不良が不揃いであり、各区の壮丁隊幹部訓練班の組織は短期間に設立され、人選も厳格ではなかった。そのため、不肖の徒が交じっている。彼らが卒業して職務についたら、きっと後ろ盾をたのんで何者をも恐れずに違いない<sup>33</sup>。

ここには雑多な保甲人員に頼って、哥老会を禁止することへの危惧が表されている。実際、哥老会に関する四川各地からの報告も、甲長・保長・連保主任などの保甲人員のなかに哥老会分子や哥老会の指図を受けた者が少なくなかったことを示している<sup>34</sup>。さらに保甲組織が哥老会の禁止に際して十分機能できなかったもう一つの原因は、区や県の政府の職員が哥老会禁止に対して消極的であったことにある。彼らのほとんどは一九三五～一九三六年の間に何らかの訓練を受けた。しかし、そのうちの一部は哥老会のメンバーであり、哥老会禁止令に対しては面従腹背だったのである。

31 前掲『国民政府軍事委員会委員長行營參謀團大事記』(中)、五三一頁。

32 鄧漢祥前掲文、一二〇頁。Kapp, op. cit., p.126.

33 「為令發本省各縣保甲自任考核表一分並限於文到十五日內列表具報查核一案令仰遵照辦理由」、一九三六年九月二二日。『四川省政府公報』第五八号。

34 四川の地域社会における哥老会の影響力については、四川省檔案館所蔵の社会処檔案(全宗号一八六)、および中央檔案館・四川省檔案館編『四川革命歴史文件彙集』甲種(四川人民出版社、一九八九年)を参照のこと。

## 戦時下の哥老会

結局、国民党政権が再三にわたって哥老会禁止の命令を繰り返したにもかかわらず、実際の効果は得られなかった。行政督察区の設置に続いて「新県制」<sup>35</sup>を遂行した国民党政権は、一九三九年、哥老会政策の重点を禁止から統制と利用へと転換させた。その主役は国民党中央委員会管轄下の社会部である。社会部は各省の社会処に「秘密結社を含む特殊な社会团体」を調査することを命じた。筆者が閲覧した社会部の檔案のなかには、三六の県から提出された一三八枚の調査表が保存されている（表1）。

表1 結社調査表

県名	結社名	責任者	社会構成	人数
昭化	宝漢公	李越	下層、喧嘩屋	350
昭化	昭信公	王星如	商人紳士、年配者多数	130
昭化	昭漢公	戴旭初	下層、「渾水袍哥」	200
鄰水	哥老会	不明	各階層、少数のならず者	不明
万源	大同社	楊盛明	中上層	200
万源	銅城公	祝鼎三	中上層	200
万源	福祿公	陳子方	中層	200
万源	安清幫	唐錫百	各界	50
郫県	郫簡公会	曾錫君	各界	6000
儀隴	哥老会	不明	下層、土豪	少ない
安岳	正気団同心公	陶幼雲	中上層	不明
岳池	大成会	黄直斎	中上層	60
広安	広漢公	姚子穆	各界、浮浪者多数	200～300

出典：「四川省昭化等県幫会調査表」、一九三九年六月。中国第二歴史檔案館社会部檔案（十一）七四一六。

表1の各結社のうち、万源県の安清幫と岳池県の大成会を除くと、他はすべて哥老会系の結社である。調査の重点項目は哥老会設立の経緯、組織の

35 張俊顕『新県制の研究』、正中書局、一九八八年。四川省の県政改革や新県制については、以下の論文を参照のこと。山本真「日中戦争開始前後、四川省新都県における県政改革の実験とその挫折——一九三八年十一月の県城包圍事件に対する一考察」、『一橋論叢』第一二〇巻、第二号、一九九八年八月。天野祐子「日中戦争期における国民政府の新県制——四川省の事例から」、平野健一郎編『日中戦争期の中国における社会・文化変容』、東洋文庫、二〇〇七年三月。

特徴、および経費の出所であった<sup>36</sup>。

第一、設立の経緯。ほとんどすべての哥老会が自らの起源を明末清初期に遡り、清朝が厳しく哥老会を禁止したため、公の活動はできなかったが、民国に入ってから公に活動したと称した。

第二、組織の特徴。いずれの組織も哥老会の思想を標榜し、それぞれの儀式を有する。メンバーの多くは下層の労働者もしくは無職であるが、士紳・商人・知識人などの地方名流も哥老会に参加している。

第三、経費の出所。いずれの哥老会組織も会員の会費もしくは寄付金で経費を集めており、違法な経営に関する内容は含まれていないと主張している。

このうちの一三の県に出された社会部の指示からみれば、社会部の関心は主に「抗敵後援会」、「動員委員会」などの組織にあった。また、宗教結社と哥老会とを区別し、前者に対しては岳池県のように取り締まり、後者に対しては、安岳県のように「統制を加え、抗戦の力を増加させる」、という方針であった<sup>37</sup>。

また社会部の哥老会調査と並行して、中央統計局も哥老会を対象に調査を行っている<sup>38</sup>。その数少ない調査資料からみれば、中央統計局は主に哥老会と共産党などの「異党」との関係に関心を持っていた。哥老会に対する統制の強化には、共産党勢力の進入を防ごうとする国民党政権の思惑がはっきりと現れている。広元県、昭化県で行った調査から、中央統計局は中共およびその他の政党の勢力がすでに四川省北部に進入したことを察知し、それぞれの中心人物を監視する命令を下した。表2と表3はこの二県で行った調査の結果である<sup>39</sup>。

---

36 「四川省昭化等県幫会調査表」、一九三九年六月。中国第二歴史檔案館社会部檔案（十一）七四一六。

37 「民衆組織処審核文件福字第一〇四号社会部対射洪等三十六県各種社会調査表的意見」、一九三六年一月四日。同右。

38 中央統計局が一九三八年に設立された当初、その第二組は党派、幫会、宗教団体を管轄する権限を与えられた（劉恭「我所知道的中統」、柴夫主編『中統頭子徐恩曾』、中国文史出版社、一九八九年、一〇五頁）。

39 この調査表は中央統計局局長朱家驊、副局長徐恩曾が社会部部长谷正綱に提出したものである（中国第二歴史檔案館内政部（十一）二/一四四五。「中統關於広元昭化幫会分子之調査」（一九四〇年四月八日））。

戦時下の哥老会

表2 広元幫会分子調査表

氏名	年齢	職業	活動状況
辛〇〇	24	難民分局事務員	異党分子を集め、幫会を組織した
汪紹鼎	35	電報局局長	抗日の名義で組織を作り、国民党を批判した
黎元熙	28	県政府科員	異党の思想を宣伝した
羅紹洪	35	師範学校教員	異党の思想を宣伝した
朱穆永	18	学生	異党の主義を宣伝した
何点雲	22	学生	異党の主義を宣伝した

出典：「中統關於広元昭化幫会分子之調査」、一九四〇年四月八日。中国第二歴史檔案館内政部（十一）二/一四四五。

表3 昭化幫会分子調査表

石煥中	29	科員	異党の主義を宣伝した
何興候	26	科員	趙孟明と関わりをもった
黄典	36	職員	異党の新聞、雑誌を閲覧した
黄異斌	25	区員	異党と往来し、その主義を宣伝した
蘇冠群	37	職員	人民戦線を語り、異党の雑誌を閲覧した

出典：「中統關於広元昭化幫会分子之調査」、一九四〇年四月八日。中国第二歴史檔案館内政部（十一）二/一四四五。

広元県と昭化県はともに四川省北部に位置し、第十四行政督察区に属する。中央統計局は、特に人口が多く陝西・甘肅両省に隣接する広元県における中国共産党の活動に神経を尖らせていた。中央統計局の調査報告には、「該地はすでに中共に利用され、新たに組織された幫会の支部が積極的に活動している。参加者は日に日に増えているため、十分に注意すべきである」<sup>40</sup>と述べられている。上の調査表からわかるように、抗日戦争中、国民党政権にとって最も関心の高かった問題は、やはり共産党とのイデオロギーの対立であった。

40 同上。

### 三、国家の論理と結社の論理

一九四〇年三月、国民自強社という哥老会の結社が重慶で設立大会を開いた<sup>41</sup>。哥老会のメンバーのほか、洪幫の楊慶山と向海潜、および重慶国民政府の党・政・軍・警察の各界の代表も会議に参加している。会議の様子は次のようなものであった。

四川洪門の仁義礼智信の五つの堂は、民国二九年三月一日に新都（重慶）に集まり、国民自強社を設立した。（中略）まず該社の主任石孝先が幹事全員を率いて宣誓した。宣誓詞の趣旨は「三民主義を実行し、総裁を擁護して抗戦建国の目標を達成させる」というものであった<sup>42</sup>。

国民自強社の設立は国民党政権の各方面から歓迎を受けた。その二ヶ月後、『四川哥老会改善に関わる討議』と題した書物が出版された。著者傅況麟は、哥老会を徹底的に合法的な社会団体に改組する先駆けとして国民自強社を高く評価し、哥老会が合法的な社団になった後、地方政府に協力し、あらゆる公益事業を行い、地方自治の基礎を固めることに期待を寄せている<sup>43</sup>。また、著者は合法的な社団の理想像として、「忠義社」の綱領も提示した。綱領の主な内容は次のとおりである。

第一、組織の理念について。三民主義の政治理念を「義兄弟を標榜する狭隘な民間組織」に浸透させ、「それを抗戦建国の最高の基準として信奉させ、実施させる」こと。

第二、組織の名称および職名の変更について。各種の名目の哥老会を一律に「忠義社」と改称し、その組織を近代的な社団に改造すること。兄弟という呼び方を廃止し、メンバー同士が社長、副社長、会員と呼び合うこと。

第三、儀式の改良について。哥老会の伝統的な儀式を廃止し、会議を

---

41 会議の参加者唐紹武、李祝三の回想録によると、国民自強社は一九三二年夏に設立され、一九三九年夏以降は活動を停止した（唐紹武等「重慶袍哥四十年來概況」、『近代中国幫会内幕（下巻）、群衆出版社、一九九二年』）。

42 重慶市党部主任洪蘭友は宣誓の立会人であった。劉聯珂『中国幫会三百年革命史』、澳門留因出版社、一九四〇年、四二頁。

43 傅況麟主編『四川哥老会改善之商榷』、四川地方實際問題研究会叢刊之三、一九四〇年五月、八頁。

## 戦時下の哥老会

開くときに国歌を歌い、国民党の旗をかけ、孫文の遺影の前で三回腰を前方へ曲げて敬礼するなどの儀式を取り入れること。

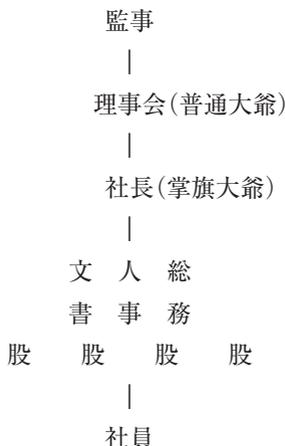
第四、メンバーの資格について。現在の哥老会メンバーには老人から児童まで幅広い年齢層の人々が含まれているが、会員の年齢を十六才以上に限定すること。

第五、官庁に届け出をすることによって、哥老会に合法的な地位を与え、それを近代国家の社団に変身させること。

この綱領は従来の研究のなかでほとんど注目を浴びていないが、哥老会の改造策のなかに国家主義的な論理が働いていることは見逃すべきではないだろう。

ところで、傅況麟がイメージした哥老会の組織は図2のようなものである。

図2 忠義社の組織構造



もしこのような改造計画が実行されていれば、哥老会はもはや従来の民間結社ではなくなり、名実ともに政治的な性格を持つ社団、あるいは国民党の外郭団体になっていたことだろう。

しかし、国民自強社の成立後、四川各地の哥老会活動は次第に活発

になり、国民政府が哥老会を統制することは以前よりも困難になった。一九四〇年四月、王庭五は、渠県で国民自強社を結成し、県政府の警告を無視して、仁・義・礼字の各哥老会を招集し、総社を設立した<sup>44</sup>。一九四〇年五月、蓬安県では、楊徳成・鄧錬衡が哥老会の兄弟分とでも言うべき政党を結成し、弱きを助けて強きをくじき、社会主義を実現することを目標として掲げた。四川省政府はただちに該県の党部に対し、国民自強社を監視、取り締まるよう命じた<sup>45</sup>。また、同年六月、遂寧県にある四川北部防区の副司令官王徳滋は国民党員の名義で、自ら怒潮社を結成し、哥老会、土匪を集めて改編し、「民族復興」に貢献させることを趣旨とする書簡を蒋介石に送った<sup>46</sup>。国民政府軍政部はこれを中央の命令や許可を得ていない「烏合の衆」と見て、速やかに制止するよう指示した<sup>47</sup>。

結局、一九四〇年九月末には国民自強社は国民党指導部の命令で解散させられた。そして同年十一月、国民党中央執行委員会は新たに幫会政策に関する三つの原則を打ち出した。すなわち、(1)党の組織と幫会組織とが直接的な関わりをもつことを禁止すること、(2)もし幫会と関わりをもたなければならない場合は、あくまでも個人名義とし、しかも特務機関の監督のもとで行うこと、(3)幫会を公認することや幫会が公の活動を行うことを禁止すること、である<sup>48</sup>。

こうした国民自強社をめぐる一連の動きが一段落した後の一九四二年十一月、忠勇社という名の哥老会が四川各地に姿を現し、人々の耳目を集めた。国民政府は四川省政府および各市と県政府に対してただちに調査及び禁止の措置を取るよう命じた。しかし調査によって忠勇社の政治綱領「哥老会組織大綱」の存在が報告されたものの、忠勇社の実態を明らかにすることはできなかったようである<sup>49</sup>。「大綱」の内容からみれば、忠勇社は

44 「渠県県政府判決書」一九四四年八月。四川省檔案館社会処檔案(一八六)一三八六。

45 「楊徳成籌組哥老進行活動例蓬安縣監視其行動」、一九四〇年五月。四川省檔案館秘書處檔案(四十一)一一〇。

46 「王徳滋呈委座函」、一九四〇年六月二十七日。四川省檔案館秘書處檔案(四十一)一八七八。

47 「軍政部致四川省政府嚴令制止王徳滋等組織『怒潮社』」、一九四〇年九月三日。同右。

48 周育民、邵雍前掲書、六七一頁。

49 「国民政府軍事會成都行轅致四川省政府」附件「哥老会組織大綱」、一九四二年十一月一日。四川省檔案館社会処檔案(一八六)一三八七。ちなみに、王純五前掲書(第一七六～一八〇頁)もこの『哥老会組織大綱』を引用しているが、一五〇箇所にも及ぶ誤字脱字があることから、原文からの引用ではないと見られる。

## 戦時下の哥老会

四川の軍事、政治などの中央政府の政策に不満を持つ袍哥ら地方有力者の意見を代表した組織で、忠勇社を通して四川地域社会を再統合し、外来の国民党中央政権に対抗しようとするものであった。忠勇社は四川省出身者をメンバーとしており、「四川哥老会組織の名称を統一する」と宣言し、四川の哥老会の改造を試みた。ただし国民政府社会部主導の哥老会改造計画に照らし合わせてみると、両者の間に大きな隔りがある。「哥老会組織大綱」はメンバーの権利、義務、および組織内部の管理方法を明確に規定しており、忠勇社の活動資金はメンバーが納める会費でまかなうこととし、士・農・工・商各界から集まったメンバーが「忠・義・勇・信の四つの徳を根本精神として奉」じ（第二条）、四川省出身の将校が忠勇社の中心となり、旧来の哥老会首領が各地の忠勇社分社の中核となることを定めている。忠勇社の組織構成は図3のとおりである。

### 図3 忠勇社の組織構成

委員会	——成都、委員長（四川高級軍事将領）
	四川東部：総社長
総社	四川南部：総社長（四川軍戍区将領）
	四川西部：総社長
	四川北部：総社長
支社	県：支社長（名声のある袍哥）
分社	郷鎮：分社長（選挙）
社員	内組（中心メンバー）
	外組（周辺メンバー）

忠勇社は四川省旧軍閥出身の軍事将校と哥老会メンバーによって結成され、メンバーの絶対的な忠誠を要求し、その見返りに組織が全力を尽くして社員の利益を維持することが求められた。社員は内組と外組に分かれ、内組のメンバーは銃を持っていた。外組に入る条件は二人の紹介者と一人の保証人を要する、という比較的緩いものであった。これに対して、内組のメンバーになるには、紹介人と保証人のほかに、「本人が勇敢で死を恐れない覚悟をもつこと」を要求される。そのため、内組になる者の多く

はいわゆる下層社会出身の「渾水袍哥」であった。もちろん、内組と外組のメンバーの権利と義務も異なっていた。一度内組に入ると、「国家の官吏や政府の法律は一切顧みず、専ら社内の規律を遵守し、社長の命令を至上命令とし、社員の権利を最も重いものとする」（第十条）とされた。ここには、忠勇社の「哥老会組織大綱」が前出の『四川哥老会改善に関わる討議』とは異なり、明確な反国民党政権の色彩を帯びていたことがはっきり現れている。

もう一つ注目すべき点は忠勇社の極端な地方主義的な色彩である。「哥老会組織大綱」には四川省地域本位の姿勢が終始一貫して示されている。それによると、「哥老会組織の宗旨は四川のために生存を謀り、社会のために幸福を謀ることである。人々の力を集めて四川の基礎を固め、社会をリードして中央を擁護し、抗戦建国を宗旨とする」（第一条）。ここで重要なのは、四川社会を統合する思想は三民主義ではなく、忠・義・勇・信の「四徳」であり、四川社会をリードするのは国民政府ではなく、四川の哥老会である、という点である。ここにも『四川哥老会改善に関わる討議』との違いが明確に現れている。さらに、忠勇社設立の目的について、「哥老会組織大綱」は次のように中央政府との対決姿勢を打ち出している。

本社は忠義勇信の四徳の精神を発揚し、四川人を団結させ四川の事業を擁護し、四川の青年を育成し、四川の地位を回復することを目的とする。もし我が四川の団結を妨害し、我が四川の事業を滅ぼし、我が四川の青年を虐げ、忠・義・勇・信の実行を妨げる者がいれば、委員会は全力を尽くしてそれを阻止し、その実行者を殲滅し、社員の唯一の使命を成し遂げ、その目的を達成させねばならない（第十八条）。

ここでいう「忠・義・勇・信の実行を妨げる者」とは、忠勇社の取締を命じた者を指す。すなわち、もし忠勇社が禁止されるならば社員全体が全力で組織を守る、ということであり、つまりは国民党政権の哥老会禁止令に対抗する、ということであった。

上述のような忠勇社の綱領に見られる反中央政府の地方主義的傾向には、一定の社会的背景があった。戦時期に国民政府が重慶に遷都すると、四川社会には大きな経済的な負担がもたらされた。言うまでもなく、中央政府が遂行したアヘン禁止策や徴税・徴兵などの諸政策は、何らかの形で

四川地域社会の一部の人びとに不利益を与えた。一般に哥老会はアヘン・賭博・強盗などの多くの不法行為を行う組織と見なされるが、哥老会が地域社会のなかの各種の社会的関係の集合体であったことも見逃すべきではない。長い伝統をもつ哥老会は、すでに四川人の社会生活に深く根を下ろしていた。哥老会の旗印の下で、共通の利害関係をもつ人びとが集まり、そのため、哥老会は地域社会に一定の影響力和ヘゲモニーをもつ社会的存在となっていた。

哥老会が中央政府に対抗する組織として担ぎ出された背景には、中央政府が一九三五年に四川に入ってから、四川の地方実力派との間にたえず対立が生じていたことがある。これについては、哥老会が関わったいくつかの事件を通じて見ることができる。

劉湘の四川省主席在任中（一九三五～一九三七年）、蒋介石の中央政府は四川省で一連の改革を押し広げようとしており、その圧力の前に劉湘に代表される地方実力派は政治的譲歩を余儀なくされていた。それでも彼らは陰に陽に中央勢力に対抗し、四川という地域のなかでは主導的な地位を占めていた<sup>50</sup>。しかし日中全面戦争が勃発すると四川省の地方軍隊が大量に省外に移動し、これによって中央政府の勢力が四川に進入する道が開かれた<sup>51</sup>。一九三八年一月、劉湘が漢口で客死すると、王纘緒、潘文華、鄧漢祥、鄧錫侯など四川の地方実力派と蒋介石との間に後継の四川省主席の人選をめぐる意見の対立が生じた。その結果、蒋介石寄りの王纘緒が一旦省主席に任命されたが、ほかの地方実力派の反対によってまもなく離任し、蒋介石自らが省主席を兼任することとなった。この間に四川の既存実力派の軍事勢力は解体され、次第に四川省の政治舞台から遠ざけられた<sup>52</sup>。一九四〇年一月、蒋介石から厚い信頼を受けた張群が四川省主席に就任したが、このことは中央の勢力が四川の地方実力派に代わって四川の主導権を握ったことを象徴している。軍事面では、その後の数年間のうちに四川軍閥潘文華の部隊が解体され、鄧錫侯の部隊もわずかな部分しか残らな

50 鄧漢祥「劉湘与蒋介石的勾心鬭角」、『文史資料選輯』第五輯、五三～七一頁。

51 周開慶『四川与対日抗戰』、台湾商務印書館、一九八七年、一六九～一七三頁。

52 鄧漢祥「蒋介石派張群因川の経過」、『文史資料選輯』第五輯、七五～八〇頁。何智霖「張群入主川政経緯」、『第二届討論会・中華民國史專題論文集』、国史館、一九九三年、七五三～七六九頁。

かった。劉文輝部隊は実力を保っていたが、辺鄙な西康地域に移り、省内の権力争いに加わる余裕を失っていた<sup>53</sup>。

上述の四川省の政治構図の変化は哥老会にも一定の影響を及ぼした。一九四一年六月、聯徳社（別名新華社）と称する哥老会組織が現れた。軍閥時代の師長クラスの将領十一人がそれに参加者した。会員の人数は三千と言われ、その多くは労働者で、礼、智、信の三つの字号に属するメンバーが最も多かった。聯徳社の内部には長江旅行社という組織が設けられており、聯徳社の会員が十五元を納めれば、失業してもここに勤務することができたという。注目すべきことに、この組織は「中央が四川人を排斥しているから、（中略）われわれは団結しなければならない」という政治スローガンを掲げていた<sup>54</sup>。つまり、聯徳社は国民党中央と四川地方実力派の対立の産物であり、失意の四川軍人の不満のはけ口でもあったのである。同年八月の重慶の中共組織の報告にも「哥老会の多くは地方勢力の麾下にあり、（国民党）中央に対してはきわめて不満をもっている」とあり、哥老会をめぐる中央と地方の対立の問題を指摘している<sup>55</sup>。

一九四三年初め、哥老会組織「合叙同」が成都で設立大会を開いた。四川省政府が禁止令を下したにもかかわらず、各地から数千人の袍哥代表が会議に出席した。彭煥章（潘文華部隊一六四師の師長）、嚴嘯虎（同副師長）など成都の実力派が合叙同を支持した。嚴は軍隊を派遣して大会の秩序維持につとめ、自らも合叙同内部にポストを得た<sup>56</sup>。ただし合叙同大会と前述の忠勇社との間につながりがあったかどうかは、目下のところ資料から確認することはできない。

#### 四、公務員の入会禁止

戦時期に国民党が哥老会を禁止する命令を下していたにもかかわらず、哥老会の組織は拡大を続けた。その原因について、三省公という哥老会組

---

53 劉文輝「走到人民陣營の歴史道路」、『文史資料選輯』第三十三輯、一～五八頁。

54 前掲『四川革命歴史文件匯編』（一九四〇～一九四一）、甲一四、二七九～二八〇頁。

55 同上、三五頁。

56 紹雲「成都袍哥史略」、『成都志通迅』一九八八年第一期。

織の首領であり、軍人出身の唐紹武は次のように指摘している。第一に、入会者の人数を増やすために、哥老会の一部は香規、儀式、入会手続きなどを廃止した。第二に、「身家清、己事明」という哥老会の入会条件を緩め、そのほかの規定も一部廃止した。第三に、新しい公口（分会）を設立し、女性の袍哥公口も開いた。また、政治的な背景をもつ新設の公口に関しては、従来の仁・義・礼・智・信の五つの旗号の区分法を取り除き、公口・字輩を問わず自由に参加できるようにした。第四に、すべての袍哥公口を統一する袍哥総社を設立した<sup>57</sup>。これらの規則の変更が哥老会組織の拡大につながったのである。

重慶を例に見てみよう<sup>58</sup>。重慶の哥老会は主一九四一年から戦争終結までの間に勢力を伸ばした。仁・義・礼・智・信の各堂のうち、仁字堂以外はすべて礼字堂によって統一されており、また重慶には約六百の仁字公口があったが、その多くは名ばかりのものであったという。仁字堂には正倫社（田得勝、軍統）、蘭社（石孝先、復興社）、三省公（唐紹武、軍政界）の三つの組織があり、そのいずれも政界と密接な関わりがあった。義字堂哥老会は仁字堂より勢力が大きく、メンバーの多くは軍統のスパイや社会の末端組織である保甲の関係者であったという。義字堂は一九四四年一〇月に総社を設立した際に、近代的政党組織に倣って内部に公司を設けた。総社長は馮什竹、副社長は楊少宣であった。他方、礼字堂は人数は少ないが、総社の設立は義字堂よりも早かったという。一部の中小商工業者を除いて、メンバーの多くは下層労働者、失業者、退役軍人であった。総社の内部構成は義字社と類似していた。総社長は範紹増で、副総社長は何占雲、廖開先であったという。

この時期、重慶の国民政府は哥老会の勢力拡大のみならず、中央と地方の公務員（政府職員や警察）の多くが哥老会に参加しているという問題に悩まされていた。前述のように、一九三六年一二月の「懲治哥老会実施規程」には公務員の結社入会を禁止する条文が含まれている。しかし、この規程は公務員の哥老会入会を阻止できず、政府職員や警察内部の哥老会への入会者数は増える一方であった。これに対して国民党中央執行委員会は哥老

57 唐紹武等前掲「重慶袍哥四十年来概況」。

58 同上。

会に対する禁止政策や哥老会に対する統制政策を強化すると同時に、公務員の結社への入会を禁止する命令を下した。一九三九年一月五日に出された「嚴禁公務人員參加任何幫会組織令」では、国家公務員が幫会に加入するのを放任したら、彼らの「党や国家に対する愛着心は自分の属する幫会に対する愛着心が変わり、(中略)(このことは)抗日戦争にも影響を与えかねない」<sup>59</sup>と述べられている。その後も同じ趣旨の禁止令が相次いで出された。たとえば、一九四一年七月二三日、四川省政府が發布した禁止令のなかに、次のような一節がある。

近年、本政府は厳しく(哥老会を)禁止することを繰り返し命じたにもかかわらず、各市、県の政府はそれの実施に当たっては面従腹背の姿勢であった。さらに政府公務員が密かに哥老会に入会し、恥知らずにもそれを保護し、法律に反して行動する者まで現れた。(中略)これら少数の不良分子がこのような違法組織に加わることは、下には社会の秩序を害し、上には地方の治安を悪化させることにつながる<sup>60</sup>。

しかし、国民政府が繰り返し哥老会の禁止を強調したにもかかわらず、政府の中枢にも哥老会入会者がおり、蒋介石の侍従室の一人までもが哥老会に参加していた。これを知った蒋介石は驚愕し、ただちに国民党中央執行委員会に新しい幫会禁止法を制定するよう命じた。これを受けて一九四二年初めに發布されたのが「嚴禁黨員・団員及公職人員參加幫会辦法」である。これは戦時期に国民党政権が發布した一連の禁止令のなかで最も厳しい内容のものであった。<sup>61</sup>

第一、党の紀律を守らせ、政府の命令を実施させるため、左の人員が幫会組織に参加することを絶対に禁止する。①(国民)黨員、②(三

---

59 「準中央秘書処函知嚴禁公務人員參加任何幫会組織令仰知照由」、一九三九年一月一七日。中国第二歴史檔案館内政部檔案(十二)二/一三六五。

60 「為嚴禁公務員加入哥老会組織飭遵照由」、一九四一年七月二三日。四川省檔案館社会処檔案(一八六)一三八五。

61 「嚴禁黨員団員及公職人員參加幫会辦法」、一九四二年。中国第二歴史檔案館内政部檔案(十二)二/一三六五。

## 戦時下の哥老会

青) 団員、③政府官僚および国営事業団体の職員、④軍人、警察、⑤教職員、学生。

第二、中央が各主管部門に密令を下し、それぞれの職員が(幫会に)参加することを禁ずる。すでに参加した者に対しては期限を設けて脱退させる。違反者は党、団から除名し、懲戒免職の処分を与える。

第三、各地の幫会メンバーは政府の法令を完全に遵守すべきである。堂を設けて徒弟を招集したり、資金を集めたりする者に対し、軍隊、警察がこれを厳しく取り締まるべきである。

第四、政府の上級公務員の幫会参加者に対して、中央統計局・軍統はそれぞれ調査・報告し、(参加者に) 通告して(幫会から) 脱退させる。特別な事情のある者は、中央の批准を得てから脱退の期限を緩めることができる。

第五、本年五月一日より、この命令が各地(の主管部門)に到達してから一ヶ月以内を期限に実行し報告すること。

この禁止令の発布により一定の効果が現れた。表4は国民政府内政部警察総隊が行った幫会脱会者に関する調査の結果である<sup>62</sup>。

表4 内政部警察総隊幫会脱退者人数統計

年代	青幫	哥老会	人数
1929	2		2
1938	1		1
1939	2	2	4
1940	1	1	2
1941	5	1	6
1942	7	6	13
1943	7	63	70
合計	25	73	98

出典：「内政部警察総隊退出幫会員警表」(一九四三年)。中国第二歴史檔案館内政部檔案(十二)二/一三六五。

62 資料には幫会から脱会した九八人のうち、警察長、中隊長及び一般の警察官、職員について、氏名や職名、脱会時期なども含めて詳しく記されている。

表4からは、警察総隊の幫会参加者の脱会時期が一九四三年に集中していることが分かる。つまり、中央および四川省政府が一九三九年から一連の禁止令を發布したにもかかわらず、一九四二年までの四年間の間にほとんど効果がなかったのである。また表4からは内政部の警備を担当していた警察総隊の中で幫会加入者の数かなり高い水準に達していたこともうかがえる。

この統計資料には一九四三年以降の数字が含まれていないが、ほかの資料と照合してみると、その後も政府職員の幫会入会の問題は依然として解決されなかったようである。一九四二年一月、第九区行政督察員兼保安司令曾德威は、四川省政府主席張群に、「今回専員が所轄の区や県を視察した結果、この類の不法組織がまだ数多く存在し、さらに、公務員もこの会に入会していることが分かった。彼らは互いに結託して悪事を行っている。実は哥老会が大きな妨げとなっているため、あらゆる政令が実行できないのである」<sup>63</sup>、と述べている。一九四三年九月、成都市北区草市街警察分所の三等警察長余漢魂が哥老会への入会と麻薬密売などの罪で逮捕された。余の供述によると、彼は八月中旬に警備部北区偵緝主任李合田の勧誘で元県長の梁中藩を首領とする北義社に入会した。入会の理由について、余は「私は今後の執務がうまく行くよう、地方の人びととの関係を良くするために一時の過ちで入会した」と述べた。結局、余の麻薬密売の罪は無実とされ、哥老会への入会についても「執務に便宜をはかるために入会した」とされ、十五日の監禁を言い渡された<sup>64</sup>。このように、余は警察長の身分で中央の命令に反して哥老会に入会したにもかかわらず、軽い処分しか受けなかった。一方、余漢魂案と逆のケースもあり、朱伯屏という人物などはアヘン、武器の密売、結社入会の罪名で逮捕され、監禁一年の処分を言い渡されている<sup>65</sup>。この二人に対する異なった対応は、国民政府の司法制度そのものへの疑問を生じさせるものでもある。

---

63 「四川省第九区行政督察員兼保安司令曾德威呈省府兼理主席張群」、一九四二年一月二〇日。四川省檔案館社会処檔案（一八六）一三八五。

64 「審理違禁加入哥老会余漢魂案」、一九四三年九月。成都市檔案館（九十三）三/三一。

65 「審理朱伯屏締結社一案」、一九四五年五月。同右。

## 結び

以上、本論文では、これまでほとんど知られていなかった日中戦争期の国民政府支配地域における国民党政権と哥老会との関係について考察した。本章で考察してきたように、国民政府の参謀団が一九三五年に四川省に進駐した時から、国民党政権は哥老会の取締や禁止に関する一連の章程や条例を發布し、哥老会に対する取締を通して地域社会を統合しようとした。そこには四川軍閥の勢力を抑えようとする政治的なねらいもあり、当然ながら、哥老会への取締は旧軍閥をはじめとする在地有力者たちの反発を招いた。筆者は哥老会への取締をめぐって国家と地方のそれぞれ異なる方針を示した二つのテキストを分析した。一つは哥老会を国家の秩序に取り入れようとする『四川哥老会改善に関する討議』（一九四〇年）であり、もう一つは地域社会従来の秩序に基づいて哥老会を改造しようとする忠勇社の「哥老会組織大綱」（一九四二年）であった。国民党政権は哥老会統合の問題に加えて、多くの公務員や党員や団員が哥老会に加入するというより深刻な問題に直面していた。蒋介石は公務員が幫会に加入することを厳しく禁止する法令を出した<sup>66</sup>。公務員と党員、団員の幫会入会を禁止することは、彼らの国家や党、団への忠誠心を求めることを意味する。興味深いことに、同じ時期、日本軍占領地域の汪兆銘政権も同様の問題に直面しており、公務員の幫会加入を禁止する指示を出している<sup>67</sup>。

一九四三年四月一四日、四川省政府に一通の電報が届いた。彭県の哥老会が成都、什邡、温江、郫県などの哥老会メンバーを集めて彭県で会議を開き、軍隊と結託して武装反乱を企んでいる、という内容であった<sup>68</sup>。これを受けて、省政府秘書処視察室は視察員陳翰珍を彭県に派遣した。陳は早速彭県に赴いて調査に着手した。六月、陳は分厚い報告書を作成し、省政府に提出した。それによれば、事件に関係する青年社と友誠商店の二つ

66 ここでいう「幫会」は哥老会や青紅幫を含む秘密結社を指す。本章の問題関心から国民党政権と青幫との関係には触れていないが、これらの民間結社は終始国民党の中央統計局、軍統の利用の対象であった。

67 「為嚴禁警務人員不得參加幫会重申禁令仰軫飭所屬一体切實奉行由」、一九四三年一二月四日。上海市檔案館R二—一—四八。

68 「国民政府軍委会代電」、一九四三年五月八日。四川省檔案館秘書処檔案（四一）一八八九。

の哥老会組織のうち、前者は世間を知らない青年たちの集まりであり、後者は社会経験が豊富な上層人士の組織であった。哥老会関係者は確かに四月一四日に彭県で会議を開いたが、「武器、弾薬を購入した証拠はなかった。また、陳鴻文師団長が会議に出席したかどうかについても確実な証拠は得られなかった」<sup>69</sup>、という。続いて、陳は次のように述べている（下線は引用者による）。

社会一般において、哥老会は誰も知る人のない、声なくにおいなき組織である。近ごろ哥老会が積極的に活動し、実力を伸ばそうとしたのは、徴兵や食糧徴発を行う地元政府の対応があまりにも不公平で偏りすぎたからだ。これに対し、人々の思いは疑念から怨恨へと変わり、ついには仲間と連絡して結集した。初めは自衛のために法律を犯したが、のちには悪事をなし、法を犯す輩となった<sup>70</sup>。

この「声なくにおいなき組織」と「初めは自衛のために法律を犯した」という二つがポイントである。前者は哥老会の「日常」的な状態を表しており、後者は「日常」から「非日常」に変わった後の状態を表している。陳視察員によれば、哥老会の「悪事」は、徴兵と食糧徴発において不正を働かせた地元政府への不信感によるものであった。笹川裕史と奥村哲も日中戦争期に四川省の民衆が政府による徴兵と食糧徴発に対して見せた反抗の歴史に光を当てている<sup>71</sup>。ここで本章の問題関心に沿って徴兵と食糧徴発に関係する哥老会の事例を拾ってみるならば、一九四四年八月、国民党丹棱県党部第一分区のある党員の上層部への報告の中に、孫述先という人物が仁字総公社の社長と称し、入社する者は兵役と食糧徴発を免除されると言って金をだまし取ったという事例が見られる<sup>72</sup>。また同じく一九四四年に楽山県太平郷の郷長閔学謙が省政府主席張群に対して行った報告には、李成太という人物が群楽公社を設立し、「入会した者は壮丁にならな

---

69 「省府秘書処視察室派視察員陳翰珍調查員呈報」一九四三年六月。四川檔案館秘書処檔案（四一）一八八九。

70 同上。

71 笹川裕史、奥村哲『統後の中国社会——日中戦争下の総動員と農村』、岩波書店、二〇〇七年。また、笹川裕史『中華人民共和国誕生の社会史』、講談社選書メチエ、二〇一一年。

72 「丹棱県党部第一区分部党員呈控」、一九四四年八月。四川檔案館社会処檔案（一八六）一三八三。

## 戦時下の哥老会

いことが保障される」と言って若者を騙したという事例も見られる<sup>73</sup>。これらの二つの事例が示しているように、戦争に苦しめられた一部の民衆にとって、哥老会に入ることは苦しみから逃れる手段の一つだったのである。

---

73 「楽山太平郷公所代理郷長関学謙呈省出席張」、一九四四年一月二三日。四川檔案館社会処檔案（一八六）一三八六。

## 要 旨

孫 江

本文以哥老会为视角，具体考察了抗日战争时期重庆国民政府的社会整合及其所遭遇的困境。1935年国民政府参谋团进驻四川省后，发布了一系列禁止哥老会的章程和条例，试图借助整合哥老会来控制社会，抑制四川军阀势力。这当然遭致四川军阀和哥老会的反抗。本文着重分析了反映国家与地方意志的两个文本。对于国民党政权来说，除整合哥老会外，还要面对众多公务员和党团员加入哥老会的问题，重庆政府严禁公务员加入哥老会，旨在强化公务员和党员团对党国的忠诚。